

障害児通所支援事業に係る
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

令和3年4月1日
東京都福祉保健局
(令和3年4月5日、
4月6日、5月11日
一部追加)

人員基準について		
看護職員を基準人員に含むことができるとのことだが、医療的ケア児がいない場合でも基準人員に含むことができるか。	含むことはできない。 ★解釈通知 第3 1(1)④、⑤	R3.4/6 追加
変更届の提出の要否について		
児童指導員等配置加算がなくなることについて変更届の提出は必要か。	児童指導員等加配加算を算定している場合や重心の事業所で看護職員加配加算を算定している場合は、都の取り扱いが今年度より変更となっているため、提出が必要ですが、児童指導員等加配加算及び看護職員加配加算を算定しておらず、その他届出が必要な加算に変更がなければ提出不要です。	R3.4/5 追加 (R3.4/6 追記)
地域区分が変わる場合は変更届の提出が必要か。		
加算の変更がない場合でも変更届の提出が必要か。		
個別サポート加算(Ⅰ)		
加算を算定するためには、変更届が必要か。	実績に基づく加算なので、届出は不要です。	R3.4/5 追加
対象者はどのような児童か	児童発達支援は5領域11項目の調査項目によるスコアを、放課後等デイサービスは指標該当児の判定スコアを用いて判定します。 <児童発達支援の場合で利用児童が3歳未満> 「食事、排せつ、入浴及び移動の項目で全介助又は一部介助である項目が2以上」に当てはまる場合に算定できます。 <児童発達支援の場合で利用児童が3歳以上> 「食事、排せつ、入浴及び移動の項目で全介助又は一部介助である項目が1つ以上」に当てはまり、かつ「行動障害及び精神症状の各項目でほぼ毎日(週5日以上)ある又は週に1回以上ある項目が1以上」に当てはまる場合に算定が可能です。 <放課後等デイサービス> 利用児童が「食事、排せつ、入浴及び移動のうち3つ以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの」に当てはまる場合か、あるいは「指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの」に当てはまる場合に算定が可能となっています。 ★平成24年厚生労働省告示第270号一の六	
強度行動障害支援加算と同時算定は可能か	可能である。	
自治体によって判定にばらつきがあるのではないか。	各項目の選択の際にできる限りばらつきが生じないように、従来の調査票について、選択肢の表記や判断基準の一部を見直し、解釈と具体例が国から示されており、都から各区市町村に周知を行っております。	
個別サポート加算(Ⅱ)		
加算を算定するためには、変更届が必要か。	実績に基づく加算なので、届出は不要です。	R3.4/5 追加
対象者はどのように決定するのか。また、保護者に通知するのか。	児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくは保護者の主治医と連携を行い、連携先機関等と認識や支援の状況等を共有し、個別支援計画に位置付けて保護者の同意を得ることが必要です。また、記録は文書で保管し、事業所と連携先機関等の双方で共有しておく必要があります。 ★留意事項通知第二 2(1)⑫の3	
学校や幼稚園、保育園と連携した場合も算定可能か。	単にやり取りを行ったというだけでは算定不可だが、児童相談所や母子健康包括支援センターとの連携と同程度と認められる場合には、区市町村の判断により算定が可能。	R3.5/11 追加

障害児通所支援事業に係る
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

令和3年4月1日
東京都福祉保健局
(令和3年4月5日、
4月6日、5月11日
一部追加)

専門的支援加算	
専門的支援加算には対象児はあるのか。	対象児等の設定はありません。事業所の職員配置の体制で判断します。ただし、個別支援計画を作成していない場合、作成していない障害児については算定できませんのでご注意ください。 ★留意事項通知第二 2(1)④の2
心理指導担当職員については、どういう人を指すのか	心理学科を卒業し、個別及び集団の心理療法の技術を持つものとなっており、都では、臨床心理士、臨床発達心理士、公認心理師を対象職種として審査しております。 ★都マニュアル「児童発達支援事業・放課後等デイサービス事業の基準等について」
児童福祉事業に従事した保育士や児童指導員とは。従事期間のみで日数は関係ないのか。	資格取得後5年以上かつ900日以上の実務経験が必要です。 ★令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL1 問66
児童発達支援の場合で、5年以上児童福祉事業に従事した保育士や児童指導員についての証明の提出は必要か。	実務経験証明書のご提出をお願いします。
専門的支援を行う資格者は営業日すべての配置が必要か。	常勤換算で1以上であれば算定可能です。 ★留意事項通知第二 2(1)④の2
5年以上児童福祉事業に従事した保育士や児童指導員が対象に含まれるのは児童発達支援のみで放課後等デイサービスでは対象外となるのか	お見込みのとおり。 ★留意事項通知第二 2(3)③
児童指導員等加配加算	
体制等状況一覧表を見ると、専門職員が「2 理学療法士等」と「5 保育士」で分かれているが、加配職員として理学療法士を常勤換算で0.8配置、保育士を常勤換算で0.2配置している場合、どちらに記入すべきか。	専門職員の中で、保育士以外も含めないと加配を算定できない場合には、「2 理学療法士等」に記入をお願いします。
保育士は児童指導員等加配加算の理学療法士等に該当するか。	従来どおり該当します。
看護職員は児童指導員等加配加算の理学療法士等に該当するか。	従来どおり該当しません。看護職員に関しては、児童指導員等加配加算にあっては、その他の従業者になります。
強度行動障害支援者養成研修修了者はどれに該当するか。	従来どおり児童指導員等に該当します。
手話通訳者や手話通訳士はどのような資格証明書が必要か	手話通訳士登録証又は手話通訳者認定証をご提出ください。
児童指導員等加配加算の算定対象者は日々の配置が必要か。	常勤換算で1以上であれば算定可能です。
加算の対象者は常勤で1名置く必要があるか。	例えば、理学療法士が常勤換算で0.5、保育士が常勤換算で0.5で合わせて常勤換算で1名以上の配置でも算定可能です。 異なる職種で常勤換算を満たす場合は、以下のとおりとします。 ・理学療法士等と児童指導員等で常勤換算1名以上であれば、児童指導員等の報酬を算定 ・理学療法士等とその他の従業者で常勤換算1名以上であれば、その他の従業者の報酬を算定 ・児童指導員等とその他の従業者で常勤換算1名以上であれば、その他の従業者の報酬を算定 ★留意事項通知第二 2(1)④(六)

R3.4/6
追加

**障害児通所支援事業に係る
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A**

令和3年4月1日
東京都福祉保健局
(令和3年4月5日、
4月6日、5月11日
一部追加)

経過措置により障害福祉サービス経験者を配置している事業所において、児童指導員等加配加算を算定することは可能か。	基準人員と加配職員の総数のうち、児童指導員等又は保育士を常勤換算で2名以上配置している場合に算定が可能です。 ★留意事項通知第二 2(1)④(四)ウ
基本報酬	
放デイの区分1とは何か	サービス提供時間が3時間以上の事業所が区分1、3時間未満が区分2となります。 なお、利用者の実利用時間ではなく、従来と変わらず、事業所が運営規程で定めているサービス提供時間です。
医療的ケアの区分	
医療的ケアの区分を算定するために配置している看護職員について、基準人員に含めることができるか。	医療的ケア区分を1人でも算定している場合は、どの看護職員についても基準人員に含むことはできません。
新判定スコアは変更届に添付して4月15日までに提出する必要があるか。	判定スコアは受給者証発行元の区市町村に提出するものであり、都に提出する必要はありません。 ★令和3年3月23日付事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」(別紙2)
医療的ケアのスコアはどうやって判定するのか。	保護者が主治医に新判定スコアを記入してもらい、区市町村に提出した上で、区市町村が受給者証に医療的ケア区分を記載します。判定スコアについては、保護者控えを取ってもらい、事業所にも写しを提供してもらってください。 ★令和3年3月23日付事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」(別紙2)
看護職員の配置は利用時間のみの配置でよいのか。	当該医ケア児のサービス提供時間に配置で構いません。 ★令和3年3月23日付事務連絡「令和3年度報酬改定における医療的ケア児に係る報酬(児童発達支援及び放課後等デイサービス)の取扱い等について」(別紙2)
重心医ケア児の場合は、どの報酬の算定になるのか。	今回創設されるのは、重心外の医療的ケアの区分であり、重心医ケア児については、重心の報酬で請求となります。 なお、一定の要件を満たす場合、看護職員加配加算の算定が可能となります。
医療連携体制加算	
医療連携体制加算と医療的ケアの基本報酬の両方の算定は可能か。	医療的ケア以外の基本報酬に医療連携体制加算を加えて算定するか、医療的ケアの区分の基本報酬で算定するかのいずれかとなります。
医療連携体制加算(Ⅰ)～(Ⅲ)は非医ケア児でも算定可能とのことですが、ケアの基準はどういったものか。	医行為に限定されず、医療関連行為も含めて、医師が必要と判断した看護の提供であれば、算定可能です。
看護職員加配加算	
児童発達支援や放課後等デイサービスと居宅訪問型児童発達支援の多機能の場合、居宅訪問型児童発達支援の利用児童のスコアも含めることは可能か。	居宅訪問型児童発達支援の利用児童のスコアは含めることはできません。
欠席時対応加算(Ⅱ)	
送迎加算の算定は可能か	算定できません。 ★留意事項通知第二 2(3)⑭(1)

R3.4/6
追加

R3.4/6
追加

障害児通所支援事業に係る
令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A

令和3年4月1日
東京都福祉保健局
(令和3年4月5日、
4月6日、5月11日
一部追加)

事業所内相談支援加算	
事業所内相談支援加算(Ⅱ)が算定可能なのは何名か。	グループの人数は2名から8名までとなっています。 ★留意事項通知第二 2(1)⑥の2(二)
特別支援加算	
児童指導員等加配加算と特別支援加算の両方を算定することは可能か。	児童指導員等加配加算により理学療法士等(保育士を除く。)を配置している場合は、特別支援加算は算定できません。
専門的支援加算と特別支援加算の両方を算定することは可能か。	専門的支援加算により理学療法士等(5年以上児童福祉事業に従事した保育士を除く。)を配置している場合は特別支援加算は算定できません。